奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領（新旧対照表）

改　正　後	改　正　前
第１条　略 （用語の定義） 第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5)　略 (6) 役員等 法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者（別表第１から別表第４までの各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）に該当する事実の発生又は行為時にこれらの者であった者を含む。）をいう。 (7) 使用人 入札参加資格者と雇用関係にある者で、前号に掲げる者以外のもの（措置要件に該当する事実の発生又は行為時にこれらの者であった者を含む。）をいう。 (8)　略 (9) 入札参加停止 入札参加資格者が、措置要件のいずれかに該当する場合に、別表各号に定める期間、県発注工事の入札に参加させない措置をいう。 (10)～(15)　略 第３条及び第４条　略 （入札参加停止の期間の特例等） 第５条　略 ２～４　略 ５　知事は、前項に規定する場合を除くほか、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由が明らかであるときは、別表各号及び第１項から第３項までの規定により定めた入札参加停止の期間に２分の１を乗じた期間を入札参加停止の期間とすることができる。	第１条　略 （用語の定義） 第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5)　略 (6) 役員等 法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。 (7) 使用人 入札参加資格者と雇用関係にある者で、前号に掲げる者以外のものをいう。 (8)　略 (9) 入札参加停止 入札参加資格者が、別表第１から別表第４までの各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）のいずれかに該当する場合に、当該別表各号に定める期間、県発注工事の入札に参加させない措置をいう。 (10)～(15)　略 第３条及び第４条　略 （入札参加停止の期間の特例等） 第５条　略 ２～４　略 ５　知事は、前項に規定する場合を除くほか、入札参加資格者について入札参加停止の決定前に情状酌量すべき特別の事由が明らかであるとき、又はその事由が入札参加停止の決定後明らかとなったときは、別表各号及び第１項から第３項までの規定により定めた入札参加停止の期間に２分の１を乗じた期間を入札参加停止の期間とすることができる。

６　略
７　知事は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定めるところにより入札参加停止の期間を変更することができる。
８　第４項、第５項及び第７項の規定による期間の計算については、１月に満たない期間は１月を３０日として計算し、１日に満たない端数を生じる場合はこの端数を切り捨てるものとする。
９　略

（入札参加停止等の決定）
第６条　知事は、奈良県県土マネジメント部建設工事入札参加資格等審査会（以下「資格等審査会」という。）の議を経て、第３条第１項若しくは第４条の規定による入札参加停止、前条第１項から第８項までの規定による入札参加停止の期間の特例措置の適用又は前条第９項の規定による入札参加停止の解除（以下「入札参加停止等」という。）を行うものとする。
２　知事は、資格等審査会において措置要件の適用に疑義が生じたとき及び前条第９項の規定により入札参加停止を解除しようとするときは、奈良県建設工事等入札参加停止審査会（以下「入札参加停止審査会」という。）に諮る旨の資格等審査会の議を経て、入札参加停止審査会に諮るものとする。
３及び４　略

第７条～第１４条　略

附　則　略

附　則
（施行期日）
１　この要領は、令和４年８月１日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
２　改正後の別表第１第２号（６）の規定は、施行日以後に発生した違反行為から適用し、施行日前に発生した違反行為については、なお従前の例による。
３　改正後の別表第１第３号（負傷者の定義に係る部分に限る。）及び別表第１第４号（重傷者の定義に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に発生した事故について適用し、施行日前に発生した事故については、なお従前の例による。
４　改正後の別表第１第４号（重傷者の定義に係る部分を除く。）、別表第１第６号、別表第２第１号、別表第２第３号から第５号まで、別表第２第７号（１）から（４）まで及び別表第２第１０号の規定は、施行日以後に措置要件に該当する事由が生じた事案について適用し、施行日前に措置要件に該当する事由が生じた事案については、なお従前の例による。

６　略
７　第４項及び第５項の規定による期間の計算については、１月に満たない期間は１月を３０日として計算し、１日に満たない端数を生じる場合はこの端数を切り捨てるものとする。
８　略

（入札参加停止等の決定）
第６条　知事は、奈良県県土マネジメント部建設工事入札参加資格等審査会（以下「資格等審査会」という。）の議を経て、第３条第１項若しくは第４条の規定による入札参加停止、前条第１項から第７項までの規定による入札参加停止の期間の特例措置の適用又は前条第８項の規定による入札参加停止の解除（以下「入札参加停止等」という。）を行うものとする。
２　知事は、資格等審査会において措置要件の適用に疑義が生じたとき及び前条第８項の規定により入札参加停止を解除しようとするときは、奈良県建設工事等入札参加停止審査会（以下「入札参加停止審査会」という。）に諮る旨の資格等審査会の議を経て、入札参加停止審査会に諮るものとする。
３及び４　略

第７条～第１４条　略

附　則　略

別表第1　事故等に基づく措置基準

措　置　要　件	期　間
１　略	
（契約違反行為等） ２　県発注工事の施工に当たり、前号に掲げる場合のほか、入札参加資格者の責めにより次のいずれかに該当し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
（１）～（５）　略	略
（６）　（１）から（５）までに掲げる場合のほか、契約に違反し、又は不誠実な行為をしたとき。	１月
（県発注工事に係る安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） ３　県発注工事の施工（単に工事現場のみに限定するものではなく、資機材、残土等の運搬中、あるいは土捨場、資材置場等における事故を含む。次号から第６号までにおいて同じ。）に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆（建設工事等の関係者以外の不特定の一般人をいう。次号において同じ。）に死亡者若しくは負傷者（医師により３０日以上の治療を要する負傷と診断された者をいう。以下この号において同じ。）を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。ただし、次の場合を除く（次号から第６号までにおいて同じ。）。 ア　事故の原因が作業員個人の責めに帰すべきものであると認められる場合（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等） イ　事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等） なお、県発注工事における事故について、安全管理の措置が不適切であるとし措置要件に該当するものは、原則として発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者等（警察、	

別表第1　事故等に基づく措置基準

措　置　要　件	期　間
１　略	
（契約違反行為等） ２　県発注工事の施工に当たり、前号に掲げる場合のほか、入札参加資格者の責めにより次のいずれかに該当し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
（１）～（５）　略	略
（県発注工事に係る安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） ３　県発注工事の施工（単に工事現場のみに限定するものではなく、資機材、残土等の運搬中、あるいは土捨場、資材置場等における事故を含む。次号から第６号までにおいて同じ。）に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆（建設工事等の関係者以外の不特定の一般人をいう。次号において同じ。）に死亡者若しくは負傷者（治療（専ら治療に専念する期間をいい、経過観察期間は含まない。）１週間を超える期間の傷害を負った者をいう。以下この号において同じ。）を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。ただし、次の場合を除く（次号から第６号までにおいて同じ。）。 ア　事故の原因が作業員個人の責めに帰すべきものであると認められる場合（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等） イ　事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等） なお、県発注工事における事故について、安全管理の措置が不適切であるとし措置要件に該当するものは、原則として発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者等（警察、	

労働基準監督署等を含む。）の調査結果により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合とする。	
(1) 死亡者を生じさせたとき。	６月
(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。	３月
(3) 火災、水害その他（停電、電話回線切断等）により多大な損害を生じさせたとき。	６月
（一般建設工事に係る安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）	
４　一般建設工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは重傷者（医師により６０日以上の治療を要する負傷と診断された者をいう。以下この号、次号及び第６号において同じ。）を生じさせ、又は多大な損害を生じさせたと認められるとき。	
なお、一般建設工事における事故について、安全管理の措置が不適切であるとし措置要件に該当するものは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合とする（第６号において同じ。）。	
(1) 死亡者を生じさせたとき。	
ア　県内における一般建設工事の場合	３月
イ　県外における一般建設工事の場合	２月
(2) 重傷者を生じさせたとき。	
ア　県内における一般建設工事の場合	２月
イ　県外における一般建設工事の場合	１月
(3) 火災、水害その他により多大な損害を生じさせたとき。	
ア　県内における一般建設工事の場合	３月
イ　県外における一般建設工事の場合	２月
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）	
５　略	略
６　一般建設工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、建設工事等の関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。	１月

労働基準監督署等を含む。）の調査結果により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合とする。	
(1) 死亡者を生じさせたとき。	６月
(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。	３月
(3) 火災、水害その他（停電、電話回線切断等）により多大な損害を生じさせたとき。	６月
（一般建設工事に係る安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）	
４　一般建設工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは重傷者（治療４週間を超える期間の傷害を負った者をいう。以下この号、次号及び第６号において同じ。）を生じさせ、又は多大な損害を生じさせたと認められるとき。ただし、次のいずれかの場合に限る。	
ア　当該工事の入札参加資格者等が逮捕され、書類送検され、又は起訴された場合	
イ　発注者の措置及び公表された事故の調査結果その他の情報を総合的に勘案し、当該事故についての請負人の責任が明白である場合	
(1) 死亡者を生じさせたとき。	
ア　県内における一般建設工事の場合	３月
イ　近畿府県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び三重県をいう。以下同じ。）の区域内における一般建設工事の場合	２月
(2) 県内における一般建設工事において重傷者を生じさせたとき。	２月
(3) 火災、水害その他により多大な損害を生じさせたとき。	
ア　県内における一般建設工事の場合	３月
イ　近畿府県の区域内における一般建設工事の場合	２月
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）	
５　略	略
６　一般建設工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、建設工事等の関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき（別表第２第７号(4)に該当する場合	

別表第２　不正行為に基づく措置基準

措　置　要　件	期　間
（贈賄） １　入札参加資格者等が贈賄罪の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴が提起され、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。ただし、次に掲げる区分による。	
(1) 県の職員に対する贈賄	２４月
(2) 県内の公共機関（贈賄罪が成立するすべての機関（国の機関、地方公共団体、公社等）をいう。以下同じ。）の職員に対する贈賄（(1)を除く。）	
ア　奈良県内に本店を置く入札参加資格者等	２４月
イ　奈良県以外に本店を置く入札参加資格者等	１８月
(3)　県外の公共機関の職員に対する贈賄	
ア　奈良県内に本店を置く入札参加資格者等	２４月
イ　奈良県以外に本店を置く入札参加資格者等	１２月
（独占禁止法違反行為） ２　略	略
３　入札参加資格者等が業務に関し、次に掲げる建設工事等に関して、独占禁止法第３条若しくは第８条第１号の規定に違反し、逮捕され、逮捕を経ずに公訴が提起され、又は公正取引委員会の告発を受け、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(1) 県内の建設工事等	２４月
(2) 近畿府県の区域内の建設工事等（(1)を除く。）	１２月

を除く。）。	
(1) 県内又は近畿府県における一般建設工事において死亡者を生じさせたとき。	１月
(2) 県内における一般建設工事において重傷者を生じさせたとき。	１月

別表第２　不正行為に基づく措置基準

措　置　要　件	期　間
（贈賄） １　入札参加資格者等が贈賄罪の容疑で逮捕され、書類送検され、又は逮捕若しくは書類送検を経ずに公訴が提起され、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。ただし、次に掲げる区分による。（入札参加資格者等が不起訴になった場合又は無罪が確定した場合は、第５条第８項に該当する。）	
(1) 県の職員に対する贈賄	２４月
(2) 県内の公務員に対する贈賄（(1)を除く。）	
ア　奈良県内に本店を置く入札参加資格者等	２４月
イ　奈良県以外に本店を置く入札参加資格者等	１８月
(3)　県外の公務員に対する贈賄	
ア　奈良県内に本店を置く入札参加資格者等	２４月
イ　奈良県以外に本店を置く入札参加資格者等	１２月
（独占禁止法違反行為） ２　略	略
３　入札参加資格者等が業務に関し、次に掲げる建設工事等に関して、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反し、逮捕され、書類送検され、又は逮捕若しくは書類送検を経ずに公訴が提起され、又は公正取引委員会の告発を受け、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。（入札参加資格者等が不起訴になった場合又は無罪が確定した場合は、第５条第８項に該当する。）	
(1) 県内の建設工事等	２４月
(2) 近畿府県の区域内の建設工事等（(1)を除く。）	１２月

(3) 近畿府県の区域外の建設工事等	６月
（談合等） ４　入札参加資格者等が次に掲げる建設工事等に関して、刑法（明治40年法律第45号）第９６条の６（公契約関係競売等妨害罪又は談合罪）若しくは入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）違反の被疑事実により逮捕され、逮捕を経ずに公訴が提起され、又は県が当該被疑事実を確認し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(1) 県内の建設工事等	２４月
(2) 近畿府県の区域内の建設工事等（(1)を除く。）	９月
(3) 近畿府県の区域外の建設工事等	６月
（建設業法違反行為） ５　入札参加資格者等が建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、又は、違反行為の幇助をしたとして、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 建設業法に違反し、逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴が提起されたとき。	
ア　県内に本店を置く入札参加資格者等	６月（幇助は３月）
イ　県外に本店を置く入札参加資格者等	４月（幇助は２月）
(2) 建設業法に違反し、同法による営業停止処分を受けたとき。	
ア　県内に本店を置く入札参加資格者等	４月（幇助は２月）
イ　県外に本店を置く入札参加資格者等	３月（幇助は１月）
(3) 建設業法に違反し、同法による指示処分を受けたとき。	
ア　県内に本店を置く入札参加資格者等	３月（幇助は１月）
イ　県外に本店を置く入札参加資格者等	２月（幇助は１月）
（虚偽記載）	

(3) 近畿府県の区域外の建設工事等	６月
（談合等） ４　入札参加資格者等が次に掲げる建設工事等に関して、刑法（明治40年法律第45号）第９６条の６（公契約関係競売等妨害罪又は談合罪）の被疑事実により逮捕され、書類送検され、又は逮捕若しくは書類送検を経ずに公訴が提起され、又は県が当該被疑事実を確認し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。（入札参加資格者等が不起訴になった場合又は無罪が確定した場合は、第５条第８項に該当する。）	
(1) 県内の建設工事等	２４月
(2) 近畿府県の区域内の建設工事等（(1)を除く。）	９月
(3) 近畿府県の区域外の建設工事等	６月
（建設業法違反行為） ５　入札参加資格者等が建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、又は、違反行為の幇助をしたとして、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 建設業法に違反し、逮捕され、書類送検され、又は逮捕若しくは書類送検を経ずに公訴が提起されたとき。（入札参加資格者等が不起訴になった場合又は無罪が確定した場合は、第５条第８項に該当する。）	
ア　県内に本店を置く入札参加資格者等	６月（幇助は３月）
イ　県外に本店を置く入札参加資格者等	４月（幇助は２月）
(2) 建設業法に違反し、同法による営業停止処分を受けたとき。	
ア　県内に本店を置く入札参加資格者等	４月（幇助は２月）
イ　県外に本店を置く入札参加資格者等	３月（幇助は１月）
(3) 建設業法に違反し、同法による指示処分を受けたとき。	
ア　県内に本店を置く入札参加資格者等	３月（幇助は１月）
イ　県外に本店を置く入札参加資格者等	２月（幇助は１月）
（虚偽記載）	

	6　競争入札参加資格審査申請若しくは県発注工事の入札等に係る次の書類に虚偽の記載をし、又はこれらを幇助したとして、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 競争入札参加資格審査申請書（建設工事等）及びその添付書類 (2) 競争入札参加資格確認申請書及びその添付書類 (3) 随意契約等、入札を伴わない契約における一切の提出書類 (4) その他入札・契約に関する確認資料	６月(幇助は３月)	6　競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認申請書若しくはこれらの添付書類に虚偽の記載をし、又はこれを幇助したとして、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	６月(幇助は３月)
	（不正又は不誠実な行為） 7　略 (1) 入札参加資格者又はその役員等が次に掲げる建設工事等に関して暴力行為を行い、逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴が提起されたとき。		（不正又は不誠実な行為） 7　略 (1) 入札参加資格者又はその役員等が次に掲げる建設工事等に関して暴力行為を行い、逮捕され、書類送検され、又は逮捕若しくは書類送検を経ずに公訴が提起されたとき。（入札参加資格者又はその役員等が不起訴になった場合又は無罪が確定した場合は、第５条第８項に該当する。）	
	ア　県内の建設工事等	１２月	ア　県内の建設工事等	１２月
	イ　県外の建設工事等	９月	イ　県外の建設工事等	９月
	(2) 使用人が次に掲げる建設工事等に関して暴力行為を行い、逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴が提起されたとき。		(2) 使用人が次に掲げる建設工事等に関して暴力行為を行い、逮捕され、書類送検され、又は逮捕若しくは書類送検を経ずに公訴が提起されたとき。（使用人が不起訴になった場合又は無罪が確定した場合は、第５条第８項に該当する。）	
	ア　県内の建設工事等	９月	ア　県内の建設工事等	９月
	イ　県外の建設工事等	６月	イ　県外の建設工事等	６月
	(3) 入札参加資格者等が脱税行為により逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴が提起されたとき。	６月	(3) 入札参加資格者等が脱税行為により逮捕され、書類送検され、又は逮捕若しくは書類送検を経ずに公訴が提起されたとき。（入札参加資格者等が不起訴になった場合又は無罪が確定した場合は、第５条第８項に該当する。）	６月
	(4) 入札参加資格者等が業務関連法令、労働関連法令若しくは環境保全関連法令（業務関連法令とは測量法、建築基準法等を、労働関連法令とは労働基準法、労働安全衛生法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等を、環境保全関連法令とは廃棄物処理及び清掃に関する法律、騒音規制法、振動規制法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等をいう。）又は刑法		(4) 入札参加資格者等が業務関連法令、労働関連法令若しくは環境保全関連法令（業務関連法令とは測量法、建築基準法等を、労働関連法令とは労働基準法、労働安全衛生法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等を、環境保全関連法令とは廃棄物処理及び清掃に関する法律、騒音規制法、振動規制法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等をいう。）又は刑法	

その他の刑罰法令に重大な違反（当該法令違反により逮捕され、逮捕を経ずに公訴が提起され、又は監督官庁から処分を受けた場合等をいう。）をしたとき。		に重大な違反（当該法令違反により逮捕され、書類送検され、又は逮捕若しくは書類送検を経ずに公訴が提起され、又は監督官庁から処分を受けた場合等をいい、刑法にあっては、建設工事等の施工に当たり安全管理措置が不適切であったことによるものに限る。）をしたとき。（入札参加資格者等が不起訴になった場合又は無罪が確定した場合は、第５条第８項に該当する。）	
ア　県内に本店を置く入札参加資格者等	３月	ア　県内に本店を置く入札参加資格者等	３月
イ　県外に本店を置く入札参加資格者等	２月	イ　県外に本店を置く入札参加資格者等	２月
(5) 入札参加資格者等が、県発注工事の入札に関し、入札者心得に違反したとき。	２月	(5) 入札参加資格者等が入札に関し、入札者心得に違反したとき。	２月
(6) 入札参加資格者等が、県発注工事の入札に関し、低入札価格調査、施工体制確認調査等契約締結前に行われる調査又は書類の提出を正当な理由なく拒み、妨げ、忌避する等不誠実な行為をしたとき（提出書類に虚偽の記載をした場合を含む。）	３月	(6) 入札参加資格者等が低入札価格調査、施工体制確認調査等契約締結前に行われる調査又は書類の提出を正当な理由なく拒み、妨げ、忌避する等不誠実な行為をしたとき（提出書類に虚偽の記載をした場合を含む。）	３月
(7) 入札参加資格者等が、県発注工事の入札執行事務に関して秘密とされている情報を聞き出そうとしたとき（脅迫的言辞の有無を問わない。）。	６月	(7) 入札参加資格者等が、入札執行事務に関して秘密とされている情報を聞き出そうとしたとき（脅迫的言辞の有無を問わない。）。	６月
(8) 入札参加資格者が、県発注工事の入札に関し、正当な理由なく落札決定後契約を締結しなかったとき。随意契約（不落における随意契約、プロポーザル方式を含む。）において、見積書を採用された場合その他契約準備段階に入ったと認められる場合に、正当な理由なく契約締結を拒否した場合も同様とする。	３月	(8) 入札参加資格者が、正当な理由なく落札決定後契約を締結しなかったとき。随意契約（不落における随意契約、プロポーザル方式を含む。）において、見積書を採用された場合その他契約準備段階に入ったと認められる場合に、正当な理由なく契約締結を拒否した場合も同様とする。	３月
８　略	略	８　略	略
９　入札参加資格者等が、入札参加資格の確認若しくは現場施工状況の確認の目的で県が実施する立入調査又は建設業法に基づき県が実施する立入調査を、正当な理由なく拒み、妨げ、忌避する等不誠実な行為をしたとき。	３月	９　入札参加資格者等が、入札参加資格の確認若しくは現場施工状況の確認の目的で実施する立入調査又は建設業法に基づく立入調査を、正当な理由なく拒み、妨げ、忌避する等不誠実な行為をしたとき。	３月
１０　別表第１、別表第３及び前各号に掲げる場合のほか、入札参加資格者若しくはその役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕され、逮捕を経ずに公訴が提起され、又は禁錮	６月	１０　別表第１、別表第３及び前各号に掲げる場合のほか、入札参加資格者又はその役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕され、書類送検され、又は逮捕若しくは書類送検を	６月

以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 １１及び１２　略	略

別表第３及び別表第４　略

経ずに公訴が提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。（入札参加資格者又はその役員等が不起訴になった場合又は無罪が確定した場合は、第５条第８項に該当する。） １１及び１２　略	略

別表第３及び別表第４　略